

令和6年（2024年）能登半島地震により被災した 生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針

高校教育課

令和6年（2024年）能登半島地震（以下「能登半島地震」という）に伴い、被災地域から群馬県内に避難する生徒等が、群馬県立高等学校及び群馬県立中等教育学校を志願する場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 令和5年度及び令和6年度に群馬県立高等学校等へ転入学を志願する者について

(1) 対象となる者

令和6年1月1日現在、能登半島地震に伴う被災地域の高等学校等に在籍していた者で、以下の(ア)又は(イ)に該当する者

(ア) 群馬県内※に避難して保護者とともに本県内※に居住する者

(イ) 群馬県内※に避難して保護者に代わり身元を引き受ける者と本県内※に同居する者

※ 隣接県協定に基づき、隣接県の隣接学区・地域から群馬県公立高等学校を受検できる指定市町村を含む。

◇ 事情により県内に住民票を異動することができていない場合であっても対象とする。

(2) 対象となる検査等

転入学を志願する者に対して校長が定める検査等

(3) 取扱いの内容

① 受入れについては、校長の判断により弾力的に取り扱うこととする。また、すでに定員を満たしている高等学校等についても可能な限り受け入れる。

② 転入学検査の方法及び合否の判定については、校長の裁量とする。

③ 転入学の資格の確認及び提出書類等については、原則として通常の転入学と同様とする。ただし、転入学に係る願書は別添様式のとおりとする。

④ (教) 管理課が別途定める免除運用基準に基づく受検料及び入学料の免除の対象とする。

(4) その他

上記以外についても、事情により必要がある場合は、別途協議する。

2 令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項(以下「選抜実施要項」という。)に基づき群馬県立高等学校への入学を志願する者について

(1) 対象となる者

① 能登半島地震に伴う被災地域から群馬県内※に避難し、本県内※の中学校等に在学する者

② 令和6年1月1日現在、能登半島地震に伴う被災地域に居住していた者で、入学月の1日までに、原則として保護者とともに本県内※に転居することが確実で、入学後も引き続き本県内※から通学することが確実な者

※ 隣接県協定に基づき、隣接県の隣接学区・地域から群馬県公立高等学校を受検できる指定市町村を含む。

◇ 事情により県内に住民票を異動することができていない場合であっても対象とする。

(2) 対象となる入学者選抜の種類

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項における全ての入学者選抜とする。

(3) 取扱いの内容

(教) 管理課が別途定める免除運用基準に基づく受検料及び入学料の免除の対象とする。

(4) その他

① 令和6年度の選抜実施要項は令和5年8月に公表済みである。

② 上記以外についても、事情により必要がある場合は、別途協議する。